

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、次のとおり公聴会を行う。

令和7年5月9日

静岡県知事 鈴木康友

1 公聴会の期日

令和7年5月14日（水）午前10時30分から

2 公聴会の場所

藤枝市役所西館 3階 303会議室（藤枝市岡出山1-11-1）

3 許可しようとする建築物の計画

建築場所	静岡県藤枝市志太3-232-2、3-239-1	
用途地域	第二種中高層住居専用地域	
建築物概要	用途	工場（ドライクリーニング）
	構造	鉄骨造
	規模	平屋建て 延べ面積106.59㎡

4 当事者の住所及び氏名

静岡県藤枝市稲川1010-2

川村 康雄